

東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 岩崎 友一

1 日時

令和6年10月24日（木曜日）

午前10時2分開会、午後0時2分散会

2 場所

特別委員会室

3 出席委員

岩崎友一委員長、柳村一副委員長、佐々木順一委員、関根敏伸委員、五日市王委員、高橋はじめ委員、小西和子委員、郷右近浩委員、軽石義則委員、名須川晋委員、岩渕誠委員、佐藤ケイ子委員、菅野ひろのり委員、上原康樹委員、千葉秀幸委員、大久保隆規委員、畠山茂委員、千葉伝委員、佐々木茂光委員、城内愛彦委員、神崎浩之委員、川村伸浩委員、福井せいじ委員、白澤勉委員、佐々木宣和委員、高橋穩至委員、高橋こうすけ委員、はぎの幸弘委員、鈴木あきこ委員、松本雄士委員、村上秀紀委員、菅原亮太委員、中平均委員、高橋但馬委員、吉田敬子委員、佐々木朋和委員、千葉盛委員、飯澤匡委員、佐々木努委員、ハクセル美穂子委員、工藤剛委員、村上貢一委員、斉藤信委員、高田一郎委員、木村幸弘委員、小林正信委員、田中辰也委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

藤原事務局次長、昆野議事調査課総括課長、嵯峨政策調査課長、菊地主任主査、門脇主任主査、久保田主査、小野寺主任、古澤主事

6 説明のために出席した者

福田復興防災部長、北島復興防災部副部長兼復興危機管理室長、戸田復興防災部副部長兼消防安全課総括課長、森田復興推進課総括課長、田端防災課総括課長、前田復興くらし再建課総括課長、山崎復興くらし再建課被災者生活再建課長、田澤総括危機管理監兼放射線影響対策課長、荒澤政策企画課政策課長兼調査監、兼平ふるさと振興企画室企画課長、森県北・沿岸振興室沿岸振興課長、田内保健福祉企画室企画課長、草木地域福祉課総括課長、佐々木障がい保健福祉課総括課長、坂田農林水産企画室企画課長、筒井技術参事兼水産振興課総括課長、工藤漁港漁村課総括課長、吉田環境生活企画室企画課長、齋藤商工企画室企画課長、小野寺経営支援課総括課長、

伊五澤産業経済交流課総括課長、小野ものづくり自動車産業振興室長、
高橋観光・プロモーション室長、高橋県土整備企画室企画課長、馬場河川課総括課長、
高井参事兼建築住宅課総括課長、柏葉文化スポーツ企画室企画課長、
黒澤教育企画室教育企画推進監兼サービス管理監、伊藤学校教育室学校教育企画監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

- (1) 東日本大震災津波からの復興の取組状況について
- (2) 現地調査の実施について
- (3) その他

9 議事の内容

○**岩崎友一委員長** ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日は、配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、日程1、東日本大震災津波からの復興の取り組み状況について、執行部から説明をお願いします。

○**福田復興防災部長** 東日本大震災津波から13年目となることは、いわて県民計画第2期アクションプラン、復興推進プランの計画期間2年目となります。

これまでハード面では、復興道路や災害公営住宅の整備、商業施設や水産加工施設の再開など、計画された事業の多くが完了するとともに、ソフト面では被災者の心のケアやコミュニティの形成、なりわいの再生などを支援してきたところでございます。

水産業については、主要魚種の不漁などの影響により、いまだ復興の途上にありますが、養殖サーモンを初め水産物のブランディングで付加価値を高める動きが生まれており、新たな経済成長戦略としての脱炭素先行地域は沿岸部だけで4カ所選定されております。

一方、未完成の防潮堤の整備はもとより、被災者の心のケアや子供の支援といった中長期的な課題も残されている中、政府の有識者会議では、第2期復興・創生期間後における復興施策の方向性について検討が行われているところですので、必要とされる事業が可能な限り継続されるよう、被災地に寄り添った対応を求めてまいります。

また、震災の伝承と発信については、開館5周年を迎えた東日本大震災津波伝承館の来館者数が100万人を超えているほか、能登半島地震の被災地に職員の派遣を行い、震災復興のノウハウを提供するなどしているところであり、東日本大震災津波を踏まえた新たな連携や共創の取り組みも生まれております。

本日は、これまでの復興の取り組み状況について、当部の北島副部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**北島復興防災部副部長兼復興危機管理室長** 東日本大震災津波からの復興の取り組み状況について御説明を申し上げます。

いわて復興レポート2024の概要と、国による令和8年度以降を見据えた復興施策の方向性について、一括して御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、いわて復興レポート2024について御説明申し上げます。資料1—1として概要版を、資料1—2としてレポート本体を配付しておりますが、本日は資料1—1の概要版を用いて説明をいたします。

資料1—1をお願いします。いわて復興レポート2024は、これまでの復興の取り組み状況とともに、その実績と課題を取りまとめ、本年9月に開催した岩手県東日本大震災津波復興委員会の委員の皆様からの御意見も踏まえて作成したものであり、今月中に公表を予定しております。

それでは、1の事業進捗・県民意識から見た復興の状況の(1)、復興推進プランの進捗状況ですが、第2期復興推進プランでは、再掲を含む120の指標のうち、進捗率が80%以上となったものが102指標、全体の81%となりました。各指標については、本体の85ページ以降に掲載しております。

次に、(2)の復興に関する意識調査ですが、令和6年調査において復旧復興が進んでいる、やや進んでいると感じる割合が、沿岸部の回答者において今回初めて70%を上回りました。

また、(3)の復興ウォッチャー調査ですが、被災者の生活及び地域経済の回復度は、回復したと実感している割合が増加している一方で、地域経済の回復度においては、回復していないと実感している割合も増加しており、理由として水産業の状況を挙げる方が多いほか、物価高騰、ALPS処理水による影響などを懸念する声もございます。

2ページをお願いします。2のこれまでの主な取り組みについて、復興の4本の柱ごとに説明します。

初めに、I、安全の確保についてですが、津波防災施設等のハード整備や防災体制の強化などの防災のまちづくり、交通ネットワークの整備に取り組んでまいりました。令和5年度には、岩手県地震・津波減災対策検討会議において、具体的な減災対策の基本的考え方を取りまとめ、公表したところです。

次に、II、暮らしの再建についてですが、令和3年3月までに応急仮設住宅の全ての入居者が恒久的な住宅に移行しており、被災者一人一人に寄り添った心のケアや復興教育、コミュニティーの形成支援等に取り組んでまいりました。

3ページをお願いします。III、なりわいの再生についてですが、1の水産業・農林業については、ハード面の復旧・整備は完了しているほか、販路拡大にも取り組んできたところであり、令和5年度には、海洋環境の変化により水揚げ量が増加しているマイワシやブリ等の有効利用に向けた取り組み等を行ったところです。

2の商工業については、沿岸地域における被災事業者の事業再開が8割を超えているほか、3の観光については三陸地域の観光入り込み客数が令和元年には東日本大震災津波前の約95%に回復し、その後、新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みがあったも

の、令和5年には再び回復傾向が見られております。

次に、Ⅳ、未来のための伝承・発信についてですが、東日本大震災津波伝承館に多くの方に来館いただき、本年6月には来館者が100万人を達成したところです。令和5年度には、岩手県立図書館内に震災・防災等の学び合いスペースとしてIールームを開設したほか、第73回全国植樹祭において感謝のメッセージリレーが披露されたところです。

次に、4ページをお願いします。3の主な課題への取り組み方向について、Ⅰ、安全の確保の1、防災のまちづくりについて御説明いたします。一つ目、二つ目の丸ですが、多重防災型まちづくりや防災・減災体制の整備などの取り組みを推進してまいります。

また、三つ目の丸、移転元地に関しましては、市町村における利活用に向けた取り組みを支援してまいります。

その次の丸、再生可能エネルギーの導入促進については、市町村が行う計画策定や設計に要する費用を支援してまいります。

最後の丸、放射線影響対策ですが、令和5年8月に開始したALPS処理水の海洋放出に伴う影響への対応に取り組んでまいります。

なお、先月9月24日、宮古市において、県主催により、ALPS処理水の影響を受ける漁業者や事業者の皆様を支援するため、水産業への支援策や東京電力への賠償手続に関する説明会を開催したところです。

続いて、Ⅱの暮らしの再建の1、生活・雇用については、いわて被災者支援センターにおいて、被災者一人一人の状況に応じた生活再建を支援していくほか、2の保健・医療・福祉では、岩手県こころのケアセンターへの相談件数がいまだ年間8,000件を超えていることから、被災者に寄り添った支援を継続してまいります。

また、3の教育・文化・スポーツについては、県教育委員会の調査によると、サポートが必要な児童生徒の割合について、沿岸部が内陸部より高い傾向にあり、スクールカウンセラー等の配置を継続してまいります。

5ページをお願いします。Ⅲ、なりわいの再生の1、水産業・農林業のうち、特に水産業は大変厳しい状況となっていることから、主要魚種の資源回復、増加している資源の有効利用、新たな漁業・養殖業の導入の3つを柱として取り組むほか、いわて水産アカデミーでの就業支援や新規就業者の受け入れ体制の強化に取り組んでまいります。

次に、2の商工業についてですが、今後もグループ補助金等を活用する事業者に対するフォローアップのほか、水産加工業については、ほかの企業等との連携による新たな事業展開を促進する補助金を創設したところであり、総合的な支援を行ってまいります。

次に、Ⅳ、未来のための伝承・発信のうち、1、事実・教訓の伝承についてですが、東日本大震災津波伝承館を拠点として、県内の震災伝承施設等の周遊機会の創出等に取り組んでまいります。

また、2の復興情報発信に当たっては、東日本大震災津波を語り継ぐ日条例の趣旨を広く普及しながら、本年1月の能登半島地震の発生等を踏まえ、防災・減災の最先端地域と

しての三陸の姿を広く国内外に発信してまいります。

以上、これまでの主な取り組みと主な課題への取り組み方向についての説明を終わります。

続いて、国による令和8年度以降を見据えた復興施策の方向性について御説明を申し上げます。資料の2—1をお願いします。資料2—1の1ページの上段の箱囲みのところがありますが、国では令和7年度末で第2期復興・創生期間が終了することから、有識者によるワーキンググループを設置し、これまでの復興施策の総括と令和8年度以降の方向性について議論を進めています。このワーキンググループにおいて、岩手県、宮城県を中心とした地震・津波被災地域の施策に関する方向性が取りまとめられ、8月21日に開催された復興推進委員会に中間報告されましたので、その概要について説明をいたします。

まず、1の国の復興期間15年間の流れですが、国では東日本大震災発災後から5年ごとに、集中復興期間、第1期復興・創生期間、第2期復興・創生期間と位置づけ、それぞれのステージに応じた復興施策を進めてきております。

次に、2の東日本大震災からの復興の基本方針ですが、国では、地震・津波被災地域の復興の基本姿勢として、第2期復興・創生期間において、復興事業がその役割を全うすることを目指すとしており、ワーキンググループでもこの方針に基づいて議論されております。

2ページをお願いします。3の復興施策の総括に関するワーキンググループについての(2)、議論の流れについてですが、本年4月から7月まで、地震・津波被災地域の施策について計4回の会合が開催され、その過程で5月に本県の求めに応じて現地視察が行われたほか、6月の第3回会合では、本県から被災地の課題や今後も継続が必要な取り組み等について説明を行ったところです。これらを踏まえ、8月21日に地震・津波被災地域等に係る復興施策の総括について、復興推進委員会に中間報告が行われました。

8月以降は、原子力災害被災地域の施策について議論が行われていますが、水産業への支援については、この後半戦の議論の中で検討されることになっており、8月の第6回会合においても、本県の水産業と放射線影響対策における課題について説明したところです。

今後、これらの議論を踏まえて、国の復興推進委員会に最終報告が行われる予定となっております。

3ページをお願いします。4の国による復興施策の方向性についてですが、主な項目について説明をいたします。まず、1のハード整備については、残る事業の整備完了に向け取り組むとともに、今後は整備した施設の有効活用を進めていく必要があるとされています。

次に、2の心のケア等の被災者支援については、第2期復興・創生期間中に復興事業を完了し、一般施策への移行を目指すとしております。ただし、同期間中の完了が困難である場合で、震災由来の影響が明確であること、一般施策での対応が困難であること、復興事業としての終了への道筋がついていること、この3要件に該当する場合には、復興事業

での対応も検討していく必要があるとされたところです。

次に、3の被災した子供に対する支援について、スクールカウンセラーの配置や就学支援等は、心のケア等と同様の方向性となっております。

4ページをお願いします。4の住まいとまちの復興のうち、家賃低廉化・特別家賃低減事業については、法令に基づいて令和8年度以降においても一定の期間にわたって継続することとなっております。また、移転元地の活用等に向けた土地活用ハンズオン支援事業については、令和7年度で終了するものの、ノウハウの継承や事例紹介、助言等を行う方向とされております。

次に、5の産業・生業のうち特区法以外では、グループ補助金が令和7年度末で事業終了となるものの、必要なフォローアップを行っていくほか、二重ローン対策については令和8年度以降も事業継続とされております。

5ページをお願いします。6の産業・生業の特区法関係では、設備投資における税制特例の適用期限が令和7年度末とされており、活用に向けた積極的な周知を行っていくほか、金融上の特例に係る新規認定については、認定件数の減少を踏まえ、令和7年度末とされております。また、産業立地等における規制・手続上の特例については、引き続きニーズを踏まえ、柔軟な対応をすることとされております。

次に、7の地方単独事業等のうち人材確保対策への支援については、復興庁が主に民間の方を非常勤国家公務員として採用し、被災自治体に派遣する、いわゆる復興庁スキームは、復興関係業務に必要な人員数の減少に伴い、令和7年度末で終了することとされております。また、地方単独事業等への震災復興特別交付税の措置については、今後検討することとされております。

次に、8の震災伝承については、国、地方公共団体、民間がそれぞれの役割を果たしながら連携して進めることが重要とされております。

以上が国による復興施策の方向性となります。

被災地では、中長期的な課題がまだまだ残されております。県では、ワーキンググループの構成員の皆様に、本県への現地視察において、被災地の復興にかかわる方々の声を聞いていただくなど、支援の継続の必要性を強く訴えてまいりました。また、県議会においても、国に意見書を提出するなど、十分な財政支援の確保に向けた要望を行っていただいております。その結果、全ての復興事業が令和7年度末で一律に廃止される事態にはならない見通しとなったところです。県といたしましては、今後も引き続き国に対し、復興施策の進捗状況や被災地の意見等を十分に考慮し、一律に期限を適用することのないよう、被災者の皆様に寄り添った対応を求めてまいります。

○岩崎友一委員長 ただいま説明のありました東日本大震災津波からの復興の取り組み状況について、質疑、意見等はございませんか。

○佐々木茂光委員 一番心配していたのが令和7年度以降、国や県がどのように見てくれるのかということでしたが、今の説明を聞いて、幾分安心するところがありました。

しかしながら、13年もたつと、いろいろ場面、場面でステージが変わってきて、そこから新たな課題が常に出てくるわけであります。そういったところを踏まえた形で今後の支援をお願いする、国に訴えるという、県の姿勢がそうあることを望みます。それについて、最初に心意気ではないですけれども、どういう取り組みを進めていくのか、財源の確保も含めてお話いただければと思います。

○**森田復興推進課総括課長** 本県としての心意気ということで御質問を頂戴いたしました。この春から国が総括ワーキンググループを設置し、さまざまな議論が行われるということで、私どもも当事者県としてぜひ参画させてほしいとお願いし、現地視察や会合での説明機会を設定していただき、本県の中長期的な課題である心のケアや子供たちの支援、被災者の生活再建、それから漁業が大変な状況でございますので、漁業の問題や放射線の問題について、さまざま申し上げてきたところです。

これにつきましては、ただいま副部長から御説明があったとおり、全ての事業が一括で令和7年度で終わるという事態にはならなかったところでございます。ワーキングの議論はまだ続いている状況ですので、引き続き本県としても、必要な支援について国にしっかり訴えてまいりたいと考えております。

○**佐々木茂光委員** 引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

まず、災害公営住宅の入居状況と空き部屋の状況、その対策についてお知らせいただきたいと思ひます。また、高齢者やひとり暮らしの入居者がどのぐらいいるのかについてもお願ひします。

○**高井参事兼建築住宅課総括課長** 県の災害公営住宅の状況について御説明させていただきます。

まず、空き家、空き部屋の状況についてですが、令和6年6月末時点において1,760戸を管理しており、入居個数は1,442戸で、入居率は約82%となっております。空き部屋対策として、災害公営住宅における入居率の向上を図るため、災害公営住宅を被災者以外も対象に募集する、いわゆる一般化を令和2年7月から行っておりますし、募集期間を定めない常時募集を令和3年7月から、また、子育て世帯の収入要件の緩和を令和4年4月から実施してきたところでございます。

次に、高齢者の関係ですが、令和6年6月末現在で災害公営住宅の65歳以上の高齢者を含む世帯の状況は1,442世帯のうち801世帯、約56%となっております。そのうち高齢者のひとり暮らし世帯は494世帯で、全体の約34%となっております。

○**佐々木茂光委員** そこで、恐らくこちらにも話は届いていると思ひますが、共益費の不払いが発生しているということも聞きます。その辺の取り扱いはどのように進められているのですか。

○**高井参事兼建築住宅課総括課長** 災害公営住宅の共益費の関係で、例えばエレベーターが設置されている団地において、エレベーターを使用していない方が共益費を払いたくないと、そのようなお話をされる方もいるという情報なども入ってきております。そういっ

たこともあるわけではございますが、指定管理者もサポートいたしまして、共益費はエレベーターのほか、団地内の受水槽等の生活上欠かせない共同の施設の維持管理費用となっていることや、入居者全員に公平に負担していただく必要があるということを丁寧に御説明いたしまして、御理解を求めているところでございます。

○佐々木茂光委員 それでも払わない人はいるでしょう。その辺をどのようにおさめているのか。というのは、1人で住んでいるわけではなく、隣組や、それぞれの階層の人たちとのコミュニケーションがありますし、払っている人と払っていない人は一緒ではないわけで、コミュニティとしての輪をつくれないでいる、いろいろな障害も出ているような話を聞くので、そういうところに踏み込んでいかないとと思いますが、どうですか。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 共益費は、当然多くの方からきちんと支払っていただいております。家賃については、我々も一歩進んで法的な対応なども行っているところでございますが、共益費のほうは、何とか御理解いただいておりますということが続いているところです。

また、コミュニティの維持のために声かけ等が重要であり、指定管理者とも情報共有して、なるべく高齢者の方には定期的に声かけをしているということも聞いておりますので、そういった方向で進めていっているところでございます。

○佐々木茂光委員 それでは、もう一点ですが、今は空き部屋についてお試し入居などの体験的な入居募集を進められておりますけれども、入居の状況、それから入居された方の感想についてお聞かせ願えますか。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 空き部屋対策の一環ということで、先ほどの災害公営住宅の一般化の取り組みのほか、若者・地域応援住宅支援事業やいわてお試し居住体験事業など、県営住宅の目的外使用許可をとるような形で一層活用しまして、いろいろと工夫して取り組みを進めております。

いわてお試し居住体験事業については、これまで62世帯に入居いただいております。アンケートをとって、入居者の声を聞いているところですが、基本的に満足度は大変高いという印象を受けております。前回の調査では、満足、やや満足を合わせて8割くらいの方から満足という声をいただいております。ただ一方、いろいろ御意見もありまして、入居期間が少し短いというような声もございました。そこで当初は1年でやっておりましたが、令和6年度から県内で定住を予定している方に対して、最大1年間の入居期間の延長を行うなどの工夫をしながら進めているところでございます。

○佐々木茂光委員 結果的にそれがどういう成果として出てくるかということなのですが、要するにお試し入居期間が1年では短いのではないかなというような話も出てくるということは、ある意味いい感想として受けとめられると思うのです。それが将来的に、例えば移住、定住に向けたこれまでの取り組みの中で、どのように成果として出ているのかをお知らせ願います。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 いわてお試し居住体験事業から移住、定住につながっ

たケースということでございます。

先ほども少し御説明しましたが、令和6年9月末までに32世帯の入居期間が満了したところで、このうち22世帯が退去後も引き続き県内で生活いただいております。つまり約7割の世帯が県内に定住していただいたことになっております。現在入居中の30世帯についても、本県での定住につながるよう関係機関等と連携の上、引き続き対応していきたいと考えております。

○佐々木茂光委員 引き続き取り組んでいただきたいと思います。そういう結果が出ているということは、やっぱり受け手側も我々もいい状況にあるということなので、さらにそれに力を入れていただきたいと思います。

○大久保隆規委員 私からは水門等の管理についてお伺いします。

東日本大震災津波前までの防潮堤の水門は、地元の消防団の方が何カ所か開閉を担当していました。津波警報や注意報が発令されると、まず勤務地から消防団の屯所に集まって消防車を出動させ、担当している水門を閉めて、またもう一カ所閉めてという作業を行っていました。その中で、実際に東日本大震災津波が発生しました。津波が時速200キロメートルのスピードで襲来している中で、消防団の方々はそれに向かうかのごとく水門を閉める作業を行い、その後避難誘導や避難勧告をしたりしている中で、結果的に津波にのみ込まれてしまいました。県内で118人の消防団の方々が犠牲になり、1名が行方不明、20名が負傷するという、とうとい犠牲があったわけです。

今回、県土整備部所管の復興工事も73カ所中、閉伊川の水門以外の72カ所が完成し、防潮堤もしっかり整備され、今は水門の開閉が遠隔操作で行われるようになりました。これは非常にすばらしいことであり、感謝している次第です。

ただ、そうは言いますが、こちらは完成してから時間も少しずつ経過しており、機械ですから、構成されている部品が経年劣化によって故障して水門が閉まらず、被害が発生することは避けなければなりません。そこで、開閉等が遠隔操作になっている水門のメンテナンスや試運転の状況、可能であれば市町村管理後の状況も含めて示していただきたいと思います。

○馬場河川課総括課長 水門等の管理についてですが、現在、県管理及び市町村管理の海岸水門等の施設は約520基あり、そのうち自動閉鎖や遠隔操作の水門等は約230基となっております。残りは常時閉鎖の陸閘や構造的に操作の必要のない施設です。これらの水門等については、県管理及び市町村管理ともに市町村ごとに全ての管理者で定めている水門・陸閘保守要領に基づき、年3回の試運転や市町村の防災訓練と合わせた動作訓練、目視等による設備の巡視点検を行っています。また、専門業者への業務委託により年次点検や動作試験等を行い、設備の維持や必要に応じた回復を行っているほか、毎日1回、自動通信試験により通信状態を確認するなど、安全かつ迅速、確実に水門等を閉鎖できるように取り組んでいます。

水門等による津波防災対策を確実なものとするためには、適切な維持管理を継続してい

くことが重要と考えておりますので、今後も適切な維持管理等に取り組んでまいります。

○大久保隆規委員 これからもこちらのメンテナンスをしっかりと管理していただき、万が一のときに備えていただきたいと思います。

続きまして、国による令和8年度以降の復興施策の方向性についてお尋ねします。先ほど説明もございましたが、令和7年度末をもって一律に終了するということにはならないとの報告を聞き、私も安堵しました。このワーキンググループは政府の有識者により構成されており、今村文彦東北大学災害科学国際研究所教授が座長ということですが、この重要なワーキンググループに対して、県としてはどのように本県の現状を訴えてきたのか、そこをまずはお示しいただきたいと思います。

○森田復興推進課総括課長 第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループへの訴えの関係でございます。

本年6月に行いました令和7年度の政府予算要望におきまして、知事から国に対して復興施策の進捗状況、それから被災地の意見等を十分に踏まえて、一律に期限を適用することなく、必要な事業を復興財源により着実に継続するよう要望したところでございます。また、この総括ワーキンググループの開催に当たりましては、中長期的な対応が必要と思われる課題について、本県への視察や会合での説明機会を設けていただくよう強く求めました。それにより、5月には現地調査が設定され、八重樫副知事から心のケア等の被災者、子供への支援、水産業や移転元地の課題について説明をしたほか、被災地の復興にかかわる方々との意見交換を実施しまして、支援の継続の必要性を訴えたところでございます。

さらに6月の第3回会合におきまして説明の機会を設定していただき、改めて八重樫副知事から本県の復興の課題を説明するとともに、市町村等から要望があった事項についてもお伝えしたところです。その結果、8月の中間報告におきまして、心のケア等の被災者支援などについては、震災由来が明確であるといった一定の条件のもとで、復興事業による対応を検討するとされたところでございます。

○大久保隆規委員 本当に現地は軒並み20%台の人口減少ということで、経済力もこれだけ衰退してしまっています。先ほど来、主要魚種の不漁のお話もあり、本当に厳しい経済状況にありますので、何としてもまだ国からの支援をお願いしなければならない実情にあります。

今後見込まれる国の動きに対し、県としてどのように対応していかれるのか、その考えをお聞かせいただきたいと思います。

○森田復興推進課総括課長 県としての今後の対応についてでございます。

この有識者による総括ワーキンググループからの最終報告ですが、当初は秋頃に行われる予定だったものの、現在も議論が継続している状況でございまして、現時点ではその時期は未定となっております。したがって、国に対しては今後とも復興施策の進捗状況や被災地の意見等を十分に考慮した、一律に期限を適用することのない、必要とされる事業の復興財源による着実な継続とともに、国の補助制度への採択、また地方創生関係交付

金の配分等による支援を求めてまいりたいと考えております。

○大久保隆規委員 今後もしっかりとお伝えいただくようお願いいたします。

次に、2月定例会の折に取り上げさせていただいた避難行動要支援者避難対策担当者会議について、現段階での主な内容をお示しいただきたいと思っております。

○山崎復興くらし再建課被災者生活再建課長 避難行動要支援者避難対策担当者会議の内容についてでございますが、本担当者会議はことし1月に第1回目の会議を開催し、沿岸市町村の防災部門と福祉部門の担当者が参集して、津波避難の場合の個別避難計画作成の課題や市町村における現行の個別避難計画に記載する項目等の共有を図ったところです。

今年度に入りまして、6月7日に第2回目の会議を開催し、有識者から津波避難の基本的な考え方や検討すべき論点についてお話をいただいたほか、昨年度久慈市において行った津波浸水区域内に居住する避難行動要支援者を地図情報システム上で可視化する取り組みの紹介や、その活用の働きかけを行ったところです。

今後につきましては、津波浸水区域に居住する支援優先度の高い避難行動要支援者の把握とその避難のあり方や、個別避難計画に係る先進事例の共有、津波避難に係る個別避難計画の参考様式の検討などを行うこととしており、引き続き有識者の助言を得ながら、具体的に検討していきたいと考えております。

○大久保隆規委員 非常に意味のある重要な取り組みであると思っておりますので、今後ともしっかりと取り組んでいただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、同じくさきの2月定例会でも取り上げさせていただいた地震・津波対策担当者会議について、現段階での取り組みの内容をお示し願います。

○田端防災課総括課長 地震・津波対策担当者会議でございますが、昨年12月の設置後、これまで8回開催しております。今年度は4回開催したほか、県と市町村の個別の打ち合わせも実施しており、令和5年度に県が実施した津波避難ビルの耐浪計算事例等について情報共有を行っているほか、沿岸市町村が実施している津波避難訓練や防災教育など、地域の実情に応じた避難対策の取り組み事例を紹介していただいております。直近では10月17日に開催しておりますが、市町村から北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された際の市町村の対応について情報共有を図りたいという御意見も出されており、今後の担当者会議で取り上げることとしております。

この担当者会議での情報共有等により、今年度は沿岸市町村全てで地域の実情に応じた住民参加型の津波避難訓練が実施予定となっているほか、昨年度創設した地震・津波対策緊急強化事業費補助金については、昨年度以上に活用されております。引き続き、担当者会議を通じて沿岸市町村による津波避難対策が円滑に進むよう支援してまいります。

○城内愛彦委員 私からは、なりわいの再生についてお伺いします。

主要魚種、サケ、サンマ、スルメイカの不漁の影響について、漁獲高も含めてお伺いしたいと思います。あわせて、その背後にある漁協の経営状況はどのようになっているのか、お伺いします。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 まず、主要魚種の不漁の影響についてですが、近年の海洋環境の変化等によりサケ、サンマ、スルメイカといった主要魚種の資源量が減少し、令和5年の県内魚市場の水揚げ量は約7万3,000トンと、東日本大震災津波前の3年平均の約4割にとどまっております。主要魚種の不漁は、漁業者の収入減に直結するほか、水産加工業者の原料不足等につながるなど、生産から流通、加工に至る関係業者の経営に深刻な影響を及ぼしていると認識しています。

このため県では、新たな養殖業として、サケ、マス類の海面養殖の生産拡大を進めており、今年度は県内9地区で約2,000トンと前年度に比べ約1.5倍の生産実績となっております、着実に拡大しているところでございます。また、マイワシやブリ、シイラなど水揚げ量が増加している魚種の有効利用に向けて、国内外の飲食店等のニーズ調査や販路開拓、さらに魚種の特性を生かした加工品や調理の手間を省いた簡便商材の開発など、新たな販路や物流のビジネスモデルの構築に取り組んでおります。今後は、こうした取り組みに加え、生産分野と流通加工分野との連携をより一層深めていくことにより、海洋環境の変化に対応した水産業の展開を図るなど、漁業と水産加工業の再生について取り組んでまいります。

続きまして、漁業の経営状況についてですが、令和5年度は漁業自営事業の定置網でブリやイワシの水揚げが好調だったことや、ワカメの生産額が増加したことから、当期剰余金を計上した漁協は令和4年度より増加し、22漁協中19漁協となっております。東日本大震災津波により被災した全ての漁港、海岸が令和5年3月に復旧し、ハード面の整備は完了したものの、東日本大震災津波前と比較して主要魚種である秋サケは、先ほど申しましたとおり、極端な不漁となっております。アワビの生産額も大きく減少するなど、漁協の経営は厳しい状況にあると認識しております。

県では、県漁連等と連携し、漁協の経営基盤の強化に向け、サケ、マス類の海面養殖やサケふ化場の閑散期の有効活用など、新たな取り組みを盛り込んだ経営改善計画の策定を主導するとともに、資金繰りの改善に必要な借入れ資金への利子補給を行うほか、本年9月には他県漁協の販売事業の先進的な取り組みを学ぶセミナーを開催するなど、漁協の販売事業の強化に向けた取り組みを進めています。また、不漁により経営が悪化した漁協が経営基盤の強化に活用可能な資金を円滑に調達できるよう、県漁連等と連携し、利子や保証料の助成等を行う国の金融支援事業の活用を促すなど、引き続き漁協の経営安定と強化を図れるよう支援してまいります。

○城内愛彦委員 今までとれた魚がとれなくなったというのはそのとおりですし、また新たにとれるようになった魚もあるということですので、やはりそれを利活用していかなければなりません。この際、これまでのような生出荷で出していく体制から、付加価値をつけて、高付加価値のものをつくれるような体制づくりもして欲しいし、そういうことを現場の方々に指導してほしいと思います。これまで私は、水産会議のように生産から流通、加工までの一連の方々が知恵を出し合う仕組みづくりが必要だと提唱してきましたが、そういった考えがあるのかも含めてお伺いします。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 県では、先ほど御説明しました状況を受けて、水産関係団体と水産業リボーン宣言を行い、主要魚種の資源回復など3つの柱の取り組みを展開し、生産分野を主体として着実に成果を上げていくというところです。

今後、各取り組みのさらなる加速化を図っていくためには、例えば加工業者は原料を確保したい一方で、生産者側は増加している資源の有効利用を進めたいという状況がございますので、双方の連携を深めることが重要と認識しております。そのため、城内委員から御提案いただきましたような関係者による連携の場づくりについて、検討を進めていきたいと考えているところです。

○城内愛彦委員 ぜひ新たな環境の中で、強い漁業をつくってほしいと思います。

次に移ります。岩手産業復興機構出資金についてですが、二重債務対策件数と現在の状況等をお伺いします。

○小野寺経営支援課総括課長 二重債務対策についてですが、県では岩手県産業復興相談センターと岩手産業復興機構を通じて、事業再生計画の策定支援や債権買い取り等の金融支援を実施しています。

令和5年度までの累計支援件数は315件です。内訳でございますが、岩手産業復興機構が金融機関から被災前の債権を買い取った件数が110件、金融機関が長期返済猶予等の条件変更を行った件数が180件、金融機関が新規融資を実行したものが25件となっております。また、債権買い取り件数110件の本年9月末時点の状況でございますが、経営の改善が進んだことなどにより債権の買い戻しに至った事業者が98件、法的破綻等から債権買い戻しに至らなかった事業者が9件、継続支援中の事業者が3件、こういった状況です。

○城内愛彦委員 いずれ沿岸部は厳しい状況が続いています。そういった中で、先ほど国でも支援を継続するというお話もありましたので、ぜひ今後もしっかりとした支援策を考えていただきたいと思います。

次に移ります。観光の状況について、宿泊の状況と課題をあわせてお伺いします。

○高橋観光・プロモーション室長 令和5年の県内の延べ宿泊者数は585万人余で、コロナ禍前の令和元年度と比較して約93%、うち三陸地域は208万人余で、令和元年度比では約114%となっております。

県では、本年5月に三陸地域の宿泊施設の方々と意見交換を行いました。その中で宿泊事業者からは、主に4点のお話をいただきました。

1つ目が国内旅行についてです。国内旅行はコロナ禍前に戻っていないということで、全国旅行支援—全国旅行割が終了したときの反動は予想していたのですが、今県内の旅行者について顕著に反動が出ているというお話をいただきました。また、冬場はまさしく冬の時代で、冬の目玉を何か考えていく必要があるというお話をいただきました。

2つ目がインバウンドについてです。こちらは台湾がメインなのですが、県全体の数値から見れば三陸地域に来ているのは微々たるものだけということです。なお、みちのく潮風トレイルの欧米系の観光客が伸びており、北から南下するコースが今後ますますふえてく

るだろうと予測しているとのことです。

3つ目が教育旅行です。コロナ禍は、県内校が仙台市に行くのをやめて三陸地域に来ていたのですが、現在は仙台市や関東、関西方面に戻っており、コロナ禍の状況からは減っているということです。

4つ目が労働力不足が深刻であるということです。自分たちでいろいろ取り組もうとしても、人手不足でなかなかできないという課題や意見をいただいているところでございます。

○城内愛彦委員 私もお話しいただいたとおりのことを現地、現場の方々から伺っています。ぜひ冬場のいろいろな企画を考えてほしいと思うのです。

宮古市では、1月に宮古鮭まつり、2月に宮古真鱈まつり、3月に宮古毛ガニまつりをやっているのですが、道路がよくなって、皆さん日帰りで帰るものですから、なかなか泊まってもらうところまでいかなくなってしまったというのが一つの大きな悩みかと思えます。ぜひそういった意味では、点で攻めるのではなく、線にしたり、面にしたりするような企画を考えてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 令和6年度の取り組みとして、国内旅行については10月から12月までの3カ月間、JR東日本の重点販売地域指定を受けまして、いわて秋旅キャンペーンを実施しております。沿岸・県北や町村部への誘客拡大を図るため、周遊促進や地域の事業者が連携して取り組む商品づくりの支援を行っています。具体的には、大槌町での泳ぐホタテを活用したガストロノミーツアーや、三陸の日の出にスポットを当てたHINODE SUNRIKUプロジェクトといった商品への支援を行いまして、できる限り三陸地域での宿泊に結びつけるように取り組んでいただいているところでございます。

この支援については、令和7年1月から3月に予定しているいわて冬旅キャンペーン2025においても同様に実施することとしており、現在、三陸鉄道や三陸地域の伝統芸能を活用した観光商品造成、あるいは三陸地域の食を堪能する旅行商品などへの支援について問い合わせを受けているところでございますので、できる限り冬場でも三陸地域にお客様が来ていただけるように取り組んでまいりたいと思います。

○城内愛彦委員 三陸鉄道という話が出ましたが、今三陸鉄道も災害でお休みしていますし、JR山田線もお休み中なので、ますます足が向かないということになりはしないかと思っています。ぜひそういったことも含めてスピード感を持って対応をお願いします。

最後になりますけれども、伝承事業についてです。東日本大震災津波伝承館の来館者数が100万人を超えたということで、素晴らしいことだとは思っていますが、それ以外の伝承施設、例えば宮古市であれば田老にもあるわけですが、それらの誘客の状況について伺います。あわせて今後の課題も伺います。

○森田復興推進課総括課長 東日本大震災津波伝承館以外の伝承施設の活動状況等についてでございます。

各市町村では、釜石市のいのちをつなぐ未来館や震災遺構たろう観光ホテルなどでの学

ぶ防災ガイドによる伝承活動等の取り組みが推進されております。

県内の震災伝承施設や団体には、利用者の減少傾向や、語り部等の育成が課題となっている施設等もあります。各市町村の取り組みを一層強化し、次世代へ確実に伝承していくために、東日本大震災津波伝承館の集客効果をほかの伝承施設等に波及させ、三陸地域の周遊機会を創出することや担い手育成の取り組みが必要と認識しているところです。

周遊促進については、現在、県による三陸地域への教育旅行を実施する旅行会社へのバス運行支援、また本県も参画しております3.11伝承ロード推進機構が主催するモニターツアーなどの各種取り組みが行われています。また、本年度、県内の震災伝承施設等の情報を一元化したウェブサイトの構築を進めているところです。こういった取り組みを通じながら、東日本大震災津波伝承館の効果を各地域に波及させてまいりたいと思っております。

○城内愛彦委員 陸前高田市はゲートウエーという位置づけであり、三陸沿岸被災地があり、その被災地で伝承活動を行っています。県でも3つの柱から伝承活動を加えた4つの柱にしたという流れもあるわけですので、しっかりと、これをどうやって伝承していくかということを頑張ってもらいたいと思うのです。ぜひ、現場にいい意味で人が回るような形につくってほしいと思います。

○畠山茂委員 私からは、5点取り上げておりましたが、災害公営住宅の関係は先ほど説明があったので、そこは省略して4点お聞きしたいと思います。

まず初めに、東日本大震災津波から13年と半年がたちますが、沿岸市町村の経済状況についてお伺いします。沿岸市町村の経済状況は、有効求人倍率が1倍を割っております。先日の商工労働観光部の決算特別委員会の質疑の中でも、倒産件数や物価高騰、人材不足などの厳しい状況が続いているとの説明がありました。改めて県の分析をお伺いしたいと思いますし、県として沿岸振興における経済支援策についてどのように考えているのかもあわせてお伺いします。

○前田復興くらし再建課総括課長 沿岸市町村の経済状況と経済支援対策についてのお尋ねでございます。

まず、沿岸市町村の経済状況についてです。岩手労働局の直近の発表によりますと、住田町を含む沿岸13市町村の本年8月の有効求人倍率は0.99倍と、昨年8月の0.92倍と比べて上昇してはおりますが、県全体の1.22倍を下回っている状況です。東京商工リサーチ盛岡支店の調査によりますと、沿岸12市町村の本年4月から9月までの倒産件数は8件であり、昨年同期間の6件と比べて増加している状況です。沿岸12市町村のGDPは、被災前である平成22年度の7,500億円余から、令和3年度には8,600億円余に伸びているところですが、うち水産業については平成22年度の240億円余から令和3年度には180億円弱にまで減少しており、これは水揚げ量が約4割にまで落ち込んだことなどが原因と考えられます。

さらに、昨年8月からのALPS処理水の海洋放出に伴い、昨年度のアワビの価格が前年度比で4割ほど、ナマコの価格が3割ほど下落するなどの深刻な影響が生じております。

県といたしましては、これらの課題に沿った対応が必要と考えております。

次に、沿岸振興における経済支援対策についてですが、県としてさまざまな対策を実施しております。例を挙げますと、沿岸被災地域の事業者を重点的に支援するため、県の既存事業の中に三陸沿岸枠を設定するなどにより地場産品の輸出が行われるなど、沿岸地域経済の活性化につながる動きが出ております。また、水産業や水産加工業への支援には特に力を入れていく必要があることから、令和4年度から水産加工業者の経営力強化等を図るため、デジタル技術の導入を支援する事業を実施しております。今年度からは、水産加工業者の冷蔵設備を活用して商品を保管、加工するなどの他社との連携による新たな事業活動を支援する事業を実施しているところです。

さらに、ALPS処理水の海洋放出により損害が生じた事業者に対する東京電力の損害賠償を円滑に進めるため、国や東京電力に対して政府予算要望や沿岸市町村、県漁連との共同要望の際に被害の実態に即した速やかな賠償を求めているほか、先月24日には水産関連事業者を支援するための説明会を開催したところです。県といたしましては、このような沿岸経済の支援対策に引き続き力を入れて取り組んでまいります。

○**畠山茂委員** 先ほどの説明で、復興ウォッチャー調査によると地域経済の回復度について、回復していないという回答が増加傾向にあるということでした。沿岸地域にはさまざまな業種があると思うのですが、県としてこの業種が厳しいとか、ここは順調だとか、そういった分析や把握はなさっているのですか。

○**前田復興くらし再建課総括課長** 先ほどの御説明のとおり、水産業については、東日本大震災津波前より下回っているというような状況がございます。ほかの業種では、建設業は復興の需要などがあり、東日本大震災津波前よりかなり伸びたところがありましたが、震災復興の需要などがだんだん小さくなってきているという傾向が見られます。それぞれの市町村ごとの復興の進み具合などによって幾らか差は出てきているとは考えておりますが、やはり水産業はかなり厳しい状況と考えております。

○**畠山茂委員** 今後ともぜひ分析をして、支援をしていただきたいと思います。

二つ目が企業誘致についてです。復興事業で、三陸沿岸道路が令和3年度に完成しました。また、被災地の企業誘致の支援として津波補助金制度があると先ほど説明を受けましたけれども、沿岸市町村における最近の企業誘致の立地状況と企業誘致に向けた支援事業の取り組みについてお伺いします。

○**小野ものづくり自動車産業振興室長** 最近の企業立地の状況と支援事業の取り組み状況についてお答えを申し上げます。

国の津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金、いわゆる津波補助金と県の企業立地促進奨励事業費補助金の活用を促しながら、沿岸市町村への企業誘致に取り組んできたところでございます。令和元年以降の企業立地の状況ということで、業種で申し上げますと、医療機器関連、食料品関連、縫製関連、電子部品、空気圧関連等の工場の新增設がございます。一方で、企業が進出をする際には、産業用地、交通アクセス、エネルギー

供給など、産業インフラに加えまして、取引先の企業との近接性、関連産業の集積、人材の確保、物流コストなど、総合的に判断して決定されるものと認識しております。沿岸市町村への企業立地ですが、結果として内陸部に比べて進んでいない状況と考えています。

こうした中、国の津波補助金につきましては、令和5年度の第14次が最終の公募となっております。以降は補助率のかさ上げや増設を対象としております。県内他地域に比べて有利な制度である企業立地促進奨励事業費補助金の活用や、地域の特色ある産業、豊富な農林水産資源、そして三陸沿岸道路や港湾の活用など、三陸地域の魅力をPRするなどして、市町村と連携を図りながら誘致活動を進めているところでございます。

○**畠山茂委員** 実質的な数値も示して説明していただければ、さらに親切かなと思ったのですが、あまり時間をかけたくないの、次に進みたいと思います。

三つ目です。被災地の企業では、復興時の二重ローンやグループ補助金、あるいは新型コロナウイルス感染症対策関連のゼロゼロ融資などの返済が厳しいという話を最近よく耳にします。そこで、県はこの状況をどのように分析しているのか伺います。あわせて、今後の支援や具体的なフォローの予定を伺います。

○**小野寺経営支援課総括課長** 被災事業者の債務の状況とその受けとめ、認識についてでございますが、まず二重ローン対策として、これまで岩手産業復興機構が金融機関から債権を買い取った件数は110件という状況です。この110件の本年9月末時点の状況は、経営改善が進んだことなどにより債権買い戻しに至った事業者が98件、法的破綻等で買い戻しに至らなかった事業者が9件、継続支援中の事業者が3件となっております。

次に、グループ補助金活用事業者のうち自己負担分について、高度化スキーム貸し付けを活用いただいた事業者が346件ございます。貸付額は16億円余ですが、本年8月末時点の返済状況は、完済された事業者が57件、8億円余であるのに対し、経営状況が思わしくないため償還猶予や最終期限の延長等の条件変更を行った事業者が72件あります。それから、いわゆるゼロゼロ融資について、参考になりますが、県全体の実績では、これまで1万2,110件、1,144億790万円余の融資実績に対し、本年8月末時点で残高を有するのは7,115件、775億2,181万円余という状況でございます。

このような状況において、被災事業者の経営動向、経営再建が順調に推移している事例も見られる一方で、やはり人口減少等の構造問題、それに加えまして相次ぐ自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により厳しい経営状況にある事業者も多いものと認識しております。

こういったものへの対応でございますが、債権買い取り継続支援先については産業復興相談センターが必要な対応を実施しております。それから、高度化スキーム貸付先については、貸し付け主体である岩手産業振興センターが定期的かつ重点的に訪問してヒアリング等を行い、経営改善計画の策定や販路開拓等の支援を行うなど、さまざまなフォローアップを実施しております。さらに商工会、商工会議所、中小企業団体中央会といった商工指導団体でも日々県の中小企業、小規模事業者の事業継続や事業再生支援に取り組んでお

り、そういった観点からも商工指導団体が支援に必要な体制をきちんと維持、強化していきけるように、県としてもしっかりと対応し、被災事業者を含む県内事業者支援に努めてまいりたいと考えております。

○**畠山茂委員** 今後とも支援、フォローをぜひよろしく願いいたします。

最後の4点目です。子供の復興支援についてお伺いします。子供の復興支援として、教員加配やスクールカウンセラー等の配置の取り組みの状況、それから県としてこの事業をどのように評価しているのかを伺います。

また、この第2期復興・創生期間が、先ほどの説明ですと令和7年度で終わるわけですが、その後の支援の見通しについても伺います。

あわせて、今、国や県においても、不登校児童生徒、あるいはいじめ件数が過去最高となり、増加傾向にあります。そこで、沿岸被災地の子供たちの状況について、県では心とからだの健康観察アンケート調査を行っているようですけれども、被災地の沿岸と内陸との比較分析等は数値等でなされているのか、お伺いをいたします。

○**黒澤教育企画室教育企画推進監兼サービス管理監** 私からは、教員加配、スクールカウンセラー等の配置状況と評価についてお答えいたします。

復興に係る教員の加配状況、スクールカウンセラー等の配置状況とそれぞれの評価についてでございますが、令和6年度は復興加配として小中義務教育学校に39名、高等学校に24名、特別支援学校に6名の教員を配置しています。教員の加配は、東日本大震災津波に起因する不安定な家庭環境にある児童生徒の生活、学習におけるきめ細かな指導、復興教育の推進等に有効に活用されるなど、学びの場の充実に大きな役割を果たしているものと認識してございます。

スクールカウンセラーについては、令和6年度は本庁及び全ての教育事務所にエリア型カウンセラー14名、小中高特別支援学校に配置型スクールカウンセラー52名、計66名を配置し、スクールソーシャルワーカーについては、教育事務所管内を統括するエリア型スクールソーシャルワーカー6名、各学校を訪問する訪問型スクールソーシャルワーカー12名、計18名を配置するなど、沿岸地域のみならず、全県が被災地であるとの考えのもと、県内全ての公立学校での相談に対応できる体制を整えているところでございます。こうした体制により、一人一人の児童生徒の状況をきめ細かく把握し、必要な心のケアにつなげるなど、教育相談体制の充実が図られていると認識しております。

○**伊藤学校教育室学校教育企画監** 私からは、教員加配及びスクールカウンセラー等に関する第2期復興・創生期間終了後の見通しについて御説明させていただきます。

まず、教員加配についてですけれども、県教育委員会といたしましては、沿岸部における児童生徒の状況や学校課題等を踏まえ、加配の必要性を精査し、国とも調整しながら引き続き学びの場の充実に向けて対応してまいりたいと考えております。

次に、スクールカウンセラー等の配置についてですけれども、こちらは東日本大震災津波に起因して心のサポートが必要な児童生徒が、依然として多くいらっしゃいます。その

ため継続した支援が必要ではないかと考えているところがございますので、第2期復興・創生期間終了後においても復興事業として継続できるよう、国に要望してまいりたいと考えております。

また、畠山委員から心とからだの健康観察に関してのお尋ねもございましたので、あわせてお答え申し上げます。

心とからだの健康観察によりますと、全体的な傾向として、やはり沿岸部は内陸部に比べて心のケアなどのサポートが必要な児童生徒の割合が高くなっています。具体的な数値を申し上げますと、令和5年度の心とからだの健康観察アンケートでは、要サポート、心のケアが必要であると考えられる児童生徒の割合が、沿岸部で15.9%、内陸部で12.5%と、約3.4%の差があるといったところです。県教育委員会といたしましては、そうした状況も踏まえまして、スクールカウンセラー等の適切な配置に努めているところでございます。

○畠山茂委員 特に心とからだの健康観察について、先ほど沿岸部と内陸部で3ポイントぐらい違うというお話をいただきました。きのういただいた資料を見ると、もっと細かく言うと、低学年では10ポイントぐらい、沿岸部では要サポートの子供たちが多いということなので、この原因が子供なのか、家庭なのか、地域なのか、そういった分析も含めて、ぜひ今後ともきめ細かな支援をいただきたいと思います。

最後にお願いです。そのとおり沿岸部は人口減少、少子高齢化が本当に内陸部より速いスピードで進んでいます。また、春に発表された消滅可能性自治体も、沿岸部の市町村が全て該当ということで、特に若い女性の方が地域に残れる産業を、魅力ある産業を残していかないと、持続可能なまちづくりはなかなか難しいということです。復興の部分でいうと、人口減少と産業振興をぜひ両輪で、これからも沿岸部の振興に当たっていただきたいということを要望して終わります。

○佐々木宣和委員 ただいまも沿岸地域の経済状況についての質問がありましたけれども、その点に関して伺いたいと思いますし、会議体についても伺いたいと思います。

東日本大震災津波の被害のすさまじさを表現するものとして、県のこういう資料でございますけれども、沿岸部の推定資本ストック7兆5,000億円ぐらいのものの中で被害額が3兆5,000億円ぐらいだったということで、積み上げてきたものの半分が流されたというところがございます。被害合計が4兆2,700億円ぐらいで、県内のGDPに占める割合として1年分ぐらいだったということで、本当にすさまじいものであったというところがございます。そして、その東日本大震災津波の後に2.2兆円をかけて三陸沿岸道路、復興支援道路ができたというところで、やはりこの道路を活用して何とか沿岸を元気にしていかなければいけないと、産業を振興していかなければいけないと考えております。

一般質問におきまして、沿岸部の産業発展戦略の策定について、道路を基軸として観光、物流、水産業、それぞれ最大限に合理的な連携をして取り組んでいくべき、また自治体も力を入れる道の駅などから広げていくべきではないかというところ、また目標値を一緒につくっていくといいのではないかというような話をさせていただきました。答弁としては、

県民計画の第2期復興推進プランで取り組んでいること、またその施策の評価を行って検証しながら進めていること、三陸防災復興ゾーンプロジェクトで目標と指標を掲げていること、これらに取り組みながら進めていきたいということでした。

その中で、三陸防災復興ゾーンプロジェクトの話ですけれども、防災ツーリズムであったり、港湾の利用促進、クルーズ船寄港誘致、海業のビジネスモデルというところで、先ほど申し上げましたとおり、目標、指標というものを設定して取り組んでいるということですが、県だけではなくて、それ以外の関係者の方々とこの目標をどう共有しているのかということ伺いたいです。

○森県北・沿岸振興室沿岸振興課長 三陸防災復興ゾーンプロジェクトの取り組みに関する目標、指標の共有についてでございます。まず防災ツーリズムについては、復興ツーリズムの展開、普及促進を図るため、三陸地域への教育旅行の誘致拡大と周遊の促進を目標に、三陸地域来訪学校数を指標としております。また、港湾の利用促進及びクルーズ船の寄港誘致につきましては、新たな交通ネットワークを活用した産業振興や誘客促進を図るため、取り扱い貨物量やクルーズ船寄港の拡大を目標としまして、定期コンテナ航路数、クルーズ船寄港回数を指標としてございます。

次に、海業のビジネスモデルにつきましては、三陸食材の発掘と情報発信等のため、漁村の活性化や交流人口の拡大を目標に海業シンポジウムの参加人数及びモニターツアー参加人数を指標としていただいております。また、これらの事業の実施に当たりましては、沿岸地域の副市町村長や関係団体等で構成をしております三陸振興協議会や県と港湾所在市町の職員で構成する港湾担当者会議や内陸市町村、事業者等を対象としたいわゆる港湾利用促進セミナーの開催、沿岸12市町村ごとに漁協や市町村の水産や商工関係等との職員との意見交換の実施、こういったことにより関係者と目指す姿の共有に努めているところでございます。引き続き、市町村や関係団体とも連携し、取り組みを進めてまいります。

○佐々木宣和委員 そういうフローをたどって目標値を共有してというのはわかるのですけれども、これは今回の御説明の中であつたとおり、復興の状況等を示す主なデータで、補助事業による新規登録漁船数だったり、事業再開の状況で事業者数のパーセンテージだったり、入り込みが東日本大震災津波前との比較でこのぐらいということだったりということなのですけれども、それこそ沿岸地域はかなり人口も減っている中で、100のところには100で目標を立てるのではなくて、120ぐらい目指していかないと、なかなか難しいのではないかとすることも考えるわけです。発想として復興のフレームの中でそういう考え方でやれるものなのかどうなのかを伺いたいです。いかがでしょうか。

○森田復興推進課総括課長 私どもの復興推進プランにおきましては、やはり東日本大震災津波前に戻すだけではなくて、ビルド・バック・ベター——よりよい復興という考え方で、これまでもずっと復興の取り組みを続けてまいりましたところでございます。ですので、先ほど例としていただきました復興支援道路は、東日本大震災津波前にはなかったもので、

そういったインフラも整備されているという中で、やはり東日本大震災津波を超えて100%を120%といったような面を目指していく部分もあってよろしいかなと考えながら取り組んできたところでございます。

○佐々木宣和委員 では、その中で先ほども三陸復興協議会の話が出ましたけれども、この復興に関する会議体の変化、あり方をどう考えているのかということ伺いたと思います。

○森田復興推進課総括課長 会議体の変化についてでございます。

令和5年度を始期とする第2期復興推進プランにおきましては、被災地のハード整備がおおむね完了するといった中で、心のケアを初めとする被災者支援、なりわいの再生など、中長期的な課題に対応することが求められているところでございます。このような復興段階の変化の中で被災者を含む地域住民のための重層的支援体制の整備、デジタル技術による水産加工業の付加価値創出、また地方創生推進交付金による移転元地の活用などが進んでいるという状況もでございます。これらの取り組みや優良事例を広域的に共有することで、波及的な効果が見込まれるといったものでございます。

沿岸広域振興局が主催する現地復興推進会議は、令和4年度まではエリアを細分化して、宮古市、大船渡市、釜石市の3カ所で開催されていたところでございますが、昨年度からはこれを広域化し、1カ所に集約して、そういった効果を共有するというで開催しているところでございます。

○佐々木宣和委員 私もその現地復興推進会議に、大槌町と大船渡市でやったときに参加をさせていただいたのですけれども、それぞれの主体が今これをやっていますというところのみの共有というか、それこそ今お話ししている、今度はこんな目標を設定したらいいのではないかとか、こんなことにチャレンジしていけばいいのではないかとというような話が出てもいいのではないかなという感想を持っているところです。広くしたというのは一つ変化としてはいいことなのかなと思いますけれども、この会議体として何か目的を持って取り組んでいただきたいところですが、これに関して答弁をいただきたいと思います。

○森田復興推進課総括課長 県では別途復興委員会を設置して、さまざま御審議いただいているところですが、この現地の広域振興局が主催する会議につきましては、やはり現地で活動する商工業者の皆様の代表であるとか、福祉関係者の代表の方々、行政関係者、市町村の代表の方々にお集まりいただいて、それから国の復興局も来ておりますけれども、こういった方々の取り組み、活動の状況をしっかり共有すると。そして、それについてお互いに意見を取り交わしながら、今後どのように復興の取り組みを進めていくべきかということを考えていただくための会議であると思っております。こういった関係者が一堂に集う機会というのはなかなかないと思っております。もちろんこれをしっかり活用しながら、三陸地域が連携し、今後の復興の取り組みが進められるような場であるようにと、そういう目的で設置していると考えております。

会議のあり方については、やはりこのような連携の機会を捉えて、先行事例を持ち帰っ

て、それぞれの団体等に生かしていただけるように、今後も工夫を考えてまいりたいと思っております。

○**佐々木宣和委員** 一つ、答弁で三陸振興協議会と沿岸広域振興圏の地域連携懇談会、二つ名前を挙げていただいているのですけれども、この二つの会議体の関係性はどうなっているのか。三陸防災復興ゾーンプロジェクトの推進に関するところが三陸振興協議会というところなのですが、沿岸広域振興圏の地域連携懇談会、これはこの三陸振興協議会とどう連動しているのか、かかわっているのかを伺いたいののですが、お願いします。

○**森県北・沿岸振興室沿岸振興課長** まず、三陸振興協議会でございますけれども、これは三陸防災復興ゾーンプロジェクトの推進をすることを目的といたしまして、令和2年2月に沿岸地域の副市町村長、大学、商工会議所等の民間団体等の構成員を構成として設置したものでございます。

また、地域連携懇談会等につきましては、各広域振興圏の中での課題、産業振興等々の課題を議論、協議、審議いただくものと考えております。

○**佐々木宣和委員** ありがとうございます。

この沿岸広域振興圏の地域連携懇談会のメンバーの方々を見ると、それこそ地域おこし協力隊のような方たちで、新しくチャレンジするようなことをやられる方もいらっしゃるのだなというところもあって、この会議体と本体のゾーンプロジェクトの話などがうまくまざり合っていくといいのかなと思っております。

初めの話ではないですけれども、2.2兆円で三陸沿岸道路ができて、三陸沿岸のポテンシャルに期待されて投資してもらったようなところでもあって、これを生かして本当にこの沿岸を発展させていかなければいけないと思っております。また東日本大震災津波から13年たっていて、これまでさまざまな取り組みをしていることは本当にありがたいところなのですが、やはり同じ取り組みをしていると結果は同じになるといったところもあるので、この会議体の体制も含めて、新しいことにチャレンジできるような体制づくりにも取り組んでいただきたいと思います。

○**斉藤信委員** それでは、最初に被災者支援の継続強化について質問します。

報告があったように、今の復興・創生期間以降、令和8年度以降も必要なものは継続の可能性が見えてきたと。知事、副知事を先頭に現地調査もやって、しっかり国に今の復興の現状を伝えてきた県の取り組みを、私は本当にこれは高く評価をしたいと。

その上でお聞きしますけれども、一つは心のケア、子供の心のケアの取り組みの実績、特徴、そして今年度の取り組みはどうなっているか、体制も含めて示してください。

○**佐々木障がい保健福祉課総括課長** 心のケアについてでございます。

まず、大人のこころのケアセンターの令和5年度の相談支援件数でございますが、8,084件で、令和4年度の実績の7,304件の1.1倍となっており、相談内容は睡眠障害や気分障害など、ストレス関連の症状に関するものが多くなっております。今年度もこれまでの取り組みを継続し、震災こころの相談室を沿岸7市町村で開設し、精神科医など専門職によ

る相談対応を行うとともに、要支援者の早期発見、早期対応のため、市町村が行う特定健診や保健事業への参画、市町村保健師など、地域支援者への技術支援、地域住民向けの健康教室など、普及啓発等に取り組んでおります。

こころのケアセンターの実施体制でございますが、岩手医科大学に設置する岩手県こころのケアセンターを中心に沿岸地域4カ所の地域こころのケアセンターを拠点としまして、専門的ケアを実施しております。職員数は令和6年4月現在で47名、うち医師等の専門職は31名となっております。

続きまして、子供の心のケアについてでございます。いわてこどもケアセンターの令和5年度の相談件数は1,646件で、令和4年度実績の2,137件から491件の減少となっております。相談の傾向としましては、主訴を見ますと、行動や発達関係といった環境的な不適応による相談の割合が多いところでございます。今年度の取り組みについてであります。これまでの取り組みを継続し、沿岸3地区における巡回相談、その中で診療につなげる必要がある相談者に対する受診調整、治療後のアフターケア等に取り組んでいるところです。

いわてこどもケアセンターの実施体制でございますが、職員数は令和6年4月現在、兼務を含め8名、うち臨床心理士等の専門職は6名となっております。

○斉藤信委員 特にこころのケアセンターの相談支援件数が8,084件ということで、これは前の年よりもふえているということだと思いますけれども、そして体制が47名、これ事業費は4億円余です。だから、本当にすごい取り組みだと私は思っております。

あわせて、子供のこころのケアセンターの取り組みも独自に進めていると。体制は8名ということで、後で事業費を教えてください。これは、被災者支援総合交付金を財源に今まで取り組んでいるので、これが本当に継続されないと、とてもではないけれども、自力でやれるような規模でもないと思いますので、ぜひこれが継続されるように。あわせていわて被災者支援センターですが、これは復興防災部の審査で取り上げましたから、きょうは聞きませんが、これも現地調査で岩手県の取り組みの説明がされて、この必要性も私は認識をされた。いずれにしても、こうした取り組みは、東日本大震災津波からの復興の過程で、岩手県が先駆的に、継続的に取り組んでいる素晴らしい取り組みですから、私はこの経験、教訓が今後のさまざまな災害対応や、今の能登半島地震の復旧にも生かされなくてはならないし、そういう点でも岩手県で頑張らなくてはならないと思います。

次に、生活支援相談員の配置状況と取り組みの実績を示してください。

○草木地域福祉課総括課長 生活支援相談員の配置状況についてですが、今年度は7市町の社協と県社協にことし8月末の時点で47名を配置して、被災者の見守りや相談支援、福祉コミュニティの形成支援に取り組んでいるところです。令和5年度の活動実績は、支援対象の1,700世帯の方々を対象とし、本年3月末までに見守り相談支援等を3万1,000回、サロン活動等の地域支援を1万600回（後刻「1,600回」と訂正）などとなっております。

○**斉藤信委員** 私はこの生活支援相談員は、大変重要な役割を果たしていると思うけれども、この配置図を見ると47名のうち山田町社協が16名で、山田町が本気になって取り組んでいる。あとは、多いところで大船渡市が8名、大槌町が7名とか、残念ながら落差があります。私は、やっぱりこの山田町のように必要なことには積極的に取り組むということが必要なのではないかと思います。

そして、この生活支援相談員は4つの災害公営住宅に配置をされているわけです。そこで、災害公営住宅のコミュニティーの形成と自治会等への支援なのですが、それはどうなっているか、示してください。

○**山崎復興くらし再建課被災者生活再建課長** 災害公営住宅等でのコミュニティー形成と自治会等への支援の状況ですけれども、被災者が新しい居住環境で互いに支え合うコミュニティー形成を支援するために、県では市町村社会福祉協議会へ生活支援相談員の配置や災害公営住宅等への地域見守り支援拠点の設置、市町村及びコミュニティー支援を行う民間団体等の調整役となるコーディネーターの配置などに取り組んできたところでございます。これらの取り組みによりまして、災害公営住宅の自治会等の組織率については、平成30年4月末の80.4%から、令和6年4月末現在で95.1%に増加するなど、コミュニティーの形成が進んできたと認識しております。

○**斉藤信委員** 復興レポートの57ページですけれども、復興の状況等を示す主なデータで、災害公営住宅の自治会等の設置数が101.7%になっているのです。県営の団地でも、自治会が設置されていないところがあるのです。これは何でこうなっているのか。

もう一つ、災害公営住宅の自治会を支援して設置してきたことは、私は評価しますが、東日本大震災津波後13年たって、もう役員も8年、10年やっているわけです。かわっているわけです。なり手がなくなるわけです。きのうの県土整備部の審査でも紹介したけれども、災害公営住宅のコミュニティーを形成するために、立派な集会所には支援員の事務室まで含めて設置されているのです。しかし、県営団地の場合、集会所の活用がゼロ回、1回、2回、7割がこの程度です。自治会に任せるだけでは、コミュニティー形成できないというのが専門家の意見です。復興レポートの58ページ、皆さんにきのうもちょっと紹介したけれども、大船渡市と岩手大学研究支援・産学連携センターの共同の調査結果があります。ここで下の丸なのですけれども、自宅から隣3軒程度の住民の顔と名前の認知、少しわかる、ほぼわからない、これが4割なのです。隣3軒ですよ。だから、本当に災害公営住宅の中で孤立化している。全面的な冊子にまとめたアンケート調査があるのですけれども、私はこういう災害公営住宅の実態を、自治会も含めてどう認識されているか。それに対する行政の支援や生活支援相談員の配置が必要だと私は思いますけれども、いかがですか。

○**山崎復興くらし再建課被災者生活再建課長** 私どもではコーディネーターを配置しまして、市町村といろいろ意見交換もさせていただいております。

市町村からは、今斉藤委員から御指摘があったとおり、自治会は設立をしたのだけれど

も、やはり高齢化とともに手がいなかったり、そういった活動の維持、継続というところに課題があると伺っています。活動の継続をどのようにしていくかについては、市町村ともいろいろ情報交換しながら進めているところではございますけれども、なかなか自治の力の維持が難しい中で、現在、生活支援相談員でありますとか、そういったところの見守りでありますとか、地域のつながりづくりといった取り組みは引き続き必要なものと考えております。

○高井参事兼建築住宅課総括課長 県営住宅の分について少しだけ補足をさせていただきます。

きのうも議論がありました県営住宅の地域コミュニティの活性化の部分は、我々も一生懸命やっているところでございます。斉藤委員から御指摘いただいたとおり、やはり集会所の活用が盛んなところは自治会活動が盛んであったり、支援団体の方が一緒になって活動している団体ということを我々も認識しております。

そういうことで、指定管理者とも連携しまして取り組みを続けておりますし、例えば集会所の積極的な活用にもつながるように、岩手県立大学との共同研究という形もとりまして、空き室なども利用して地域コミュニティの形成支援のあり方の研究なども続けておりますので、今後とも継続してやっていきたいと思っております。

○斉藤信委員 例えば地元の町内会を考えると、私の町内会でもちゃんと児童センターとか、老人福祉センターとか、ここには常駐で3名が配置されているとか、そういうのはあるわけです。しかし、災害公営住宅では、100世帯とか200世帯入っているところではそういうのはないのです。そこでコミュニティをつくるのは大変なことなのです。ましてや先ほどの質問にあったように、高齢化している。3世帯に1世帯は独居です。そういう中で、今災害公営住宅に入っている人たちだけにコミュニティの形成を担わせることは無理だというのが、実際に支援している人たちや専門家の意見なのです。だから、今ある町内会に対する支援のように、私はそういう災害公営住宅にもしっかりした支援が必要だと、自己責任にさせてはならないと、この方策はぜひ考えていただきたい。

私は、典型的な問題として、災害公営住宅の集会所が使われていないという話をしていますけれども、これは阪神・淡路大震災の教訓です。コミュニティをつくるために施設はつくったのです、立派な集会所。それが使われないところに、今のコミュニティの問題があるということをしかり踏まえてやっていただきたい。

次に、なりわいの再生について取り上げますが、水産加工業の現状と支援の強化について、水産庁も調査していますけれども、その内容、そして対策を示してください。

○伊五澤産業経済交流課総括課長 令和6年1月から2月に水産庁が実施した水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート結果によりますと、本県の状況は売り上げの回復状況が80%未満の事業者が全体の58%、太平洋沿岸の被災6県全体でも50%を占め、その要因としまして原材料の不足と回答した事業者が66%、人材の不足が43%、販路の不足、喪失が41%となっておりますことから、やはり主要魚種の不漁や人材の確保、

それから中国の輸入停止措置の影響などを背景に厳しい経営状況が続いていると受けとめております。

こうした状況を踏まえ、商品開発や販路開拓に向けた支援などを行ってきたところでございますが、今年度新たに水産加工業への支援の強化として、水産加工業連携新活動促進事業費補助金を創設しまして、水産加工業者が他社等と連携して行う新商品の販売促進や、例えば魚介類だけではなく、農産物など、ほかのものの冷凍加工品に着手しようとする取り組みなど、環境変化に対応しようとしている事業者の支援も関係機関、団体と連携して行っているところでございます。

○**斉藤信委員** 水産庁の調査で、売り上げが8割以上回復したというのが岩手県では42%でありました。

ところが、皆さんの復興レポートの71ページを見ると、これはグループ補助金のフォローアップ調査ということになっていますが、水産・食品加工業、回復状況117.6%なのです。こんなに水産業は回復されていないと私は思うのだけれども、水産・食品加工業とポツとなっていますから、これはどういう意味ですか。

○**岩崎友一委員長** 答えられますか。

○**小野寺経営支援課総括課長** こちらは、毎年東北経済産業局が各被災県と一緒にっておりますグループ補助金のフォローアップ調査で、水産加工業だけではなく、食品加工業も入った数字になっています。

○**斉藤信委員** そういう統計はあるのでしょうかけれども、水産業は大変だという実態をみんなも認識しているわけだから、こういうデータはあまり実態を反映していないのではないかと思います。

もう一つ、70ページのところに被災事業所における事業再開の状況のデータが出されていて、86%が再開したと。私は何回もこのことを言っているのだけれども、これは最初の再開のデータなのです。最初は86%再開したのです。ところが、その後結構廃業しているのです。岩手県は、継続的にすばらしい調査をやっているのです。商工団体会員事業者の被害と再建状況の調査を今も3カ月に1回ちゃんとやっている。それによると、被災事業者は全体で4,341事業所なのですが、営業再開は2,868事業所で66.1%です。これが今の現状なのです。だから、復興レポートというのだったら、最初は86%再開したけれども、そのまま続いているわけではないのです。この資料で見ると、廃業が1,347事業所で31%です。だから、これが一番系統的にずっと調べている調査ですから、調査の仕方は違うのだけれども、毎回毎回86%再開したという最初の過去の一局面だけを報告するというのは正確ではないと。もちろん新規でふえている事業者はまたありますから、全体としてどう評価するかというのはもう一つあると思います。だから、ただ被災事業者ということからいけば、商工団体会員事業者のこの年4回やっている調査のほうが実態を反映していると思いますけれども、いかがですか。

○**森田復興推進課総括課長** 復興レポートを取りまとめております復興推進課からお話

しさせていただきます。

確かに齊藤委員御指摘のとおり、こちらの事業再開の状況は当時の被災を受けた事業者が再開した累計の数字ということで、その結果を取りまとめているものでございます。実際には、その後なかなか事業が立ち行かなくなったりといった事業者も当然いると認識しておりますし、調査時点が令和元年ですので、新たに立ち上げた事業者、これは被災事業者ではないかもしれません。こういった新たな産業が生まれているかという状況もあるかと思えます。こういった面につきましては、先ほどのフォローアップ調査も含めまして、今後この資料、報告を取りまとめる際には、こういったデータが実態をあらわしているかというところも考えながら、再度検討してまいりたいと思っております。

○齊藤信委員 最後の質問にしますけれども、浸水地域にある高齢者施設、障がい者施設の現状と避難計画、避難訓練の取り組みについてお聞きをしたいと。東日本大震災津波のときにも山田町の老健施設が被害を受けて、多くの被害者を出しました。平成 28 年台風 10 号災害では、岩泉町の楽ん楽んが被害を受けて、そして今回の大雨洪水もあったのですけれども、私はこうした教訓が生かされなくてはならないと思っております。その点で状況を示してください。

○田内保健福祉企画室企画課長 河川の洪水浸水想定区域に立地する社会福祉施設における非常災害対策計画の策定状況等につきまして、令和 5 年 7 月末現在の調査結果では、高齢者施設については 328 施設中、十分な計画を策定している施設が 313 施設、95.4%、同年 4 月から 7 月までの間に避難訓練を実施した施設が 118 施設、36.0%となっております。また、障がい者施設につきましては 185 施設中、十分な計画を策定している施設が 177 施設、95.7%、同じく避難訓練実施済みの施設数が 55 施設、29.7%となっております。

なお、今年度におきましても 7 月末現在の状況について調査を行っておりますけれども、昨年 8 月 29 日に津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域が指定されたことに伴いまして、今年度から新たに同区域に立地する社会福祉施設における計画の策定状況等についても調査を開始しております。その調査につきましては、現在結果の取りまとめを行っているところでございます。

○齊藤信委員 平成 28 年台風 10 号災害を受けて、岩泉町がしっかり取り組んでいると。毎年、避難訓練を徹底しているのです。障がい施設とか高齢者施設は全ての入所者が自力で避難できないのです、例えば夜だとか。だから、どういう協力体制でそれをやるか。私は、そういうことが実際に訓練をしてやっていないと、訓練をしていないものはいざというときに実行できないと思うので、今の答弁だと高齢者施設で訓練しているのが 36%、障がい者施設が 29.7%です。これだったら、本当に 6 割、7 割はいざというときに機能しないということになります。沿岸では津波浸水区域も示されて、これから沿岸でもそういう計画が立てられると思えますけれども、そういう点で本当に訓練までしっかり徹底されるように進めていただきたい。最後に聞いて終わります。

○田内保健福祉企画室企画課長 先ほど御答弁申し上げましたが、避難訓練の実施状況に

つきましては4月から7月までの4カ月間の実施状況でありますけれども、大体年度末までに8割程度の施設では訓練を実施しているという状況になっております。

いずれ今後想定される大規模災害において、これまでの教訓を踏まえまして、避難訓練の重要性というのは斉藤委員御指摘のとおり、一層増していると考えております。市町村等とも連携いたしまして、施設への指導監査等の機会を通じて、訓練実施の徹底を引き続き呼びかけてまいります。

○岩崎友一委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○草木地域福祉課総括課長 先ほどの斉藤委員からの御質問に対しまして、生活支援相談員の取り組み実績のうち、サロン活動等の地域支援につきまして、1万600回と申し上げましたが、正しくは1,600回でした。失礼しました。

○岩崎友一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑がないようですので、東日本大震災津波からの復興の取り組み状況については、これをもって終了いたします。

執行部の皆さんは退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、日程2、現地調査の実施についてであります。資料3のとおり、10月30日水曜日と11月1日金曜日の2日間で、被災地における復興の取り組みや被災者支援の取り組み状況等について、現地調査を実施したいと考えております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、日程等の詳細につきましては、後日、各委員の皆様へ通知いたしますので、御了承願います。

次に、日程3、その他であります。何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 なければ、以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。